

## 第4回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

## 合併協議会

日時：平成14年9月25日(水)

午後1時30分から

場所：丹後町 中央公民館

## 次 第

### 1 開会宣言

### 2 議 事

#### ( 1 ) 報告事項

- ・報告第1号 合併協議会委員の変更について

#### ( 2 ) 協議事項

- ・協議第1号 「1 合併の方式に関すること」(継続協議)
- ・協議第2号 「2 合併の期日に関すること」(継続協議)
- ・協議第3号 「3 新市の名称に関すること」
- ・協議第4号 「4 新市の事務所の位置に関すること」
- ・協議第5号 「6 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること」
- ・協議第6号 「21-4 選挙事務の取扱いに関すること」
- ・協議第7号 ・新市建設計画中間案について

#### ( 3 ) その他

- ・第3回合併協議会の会議録について
- ・第5回協議会の日程及び議題(案)について

#### 日 程

(日 時)平成14年10月23日(水)午後1時30分から

(場 所)弥栄町公民館

#### 議 題(案)

- ・主な協議事項

- ・その他

### 3 閉 会

報告第1号

合併協議会委員の変更について

- ・ 委員の変更

< 1号委員 >

(旧) 田中義男 委員 (7月31日付)

(新) 大下道之 委員 (8月8日付)

## 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員名簿

1号委員	町長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	増田桂一 吉岡秀男 濱岡六右衛門 中江宏樹 有田光亨 吉岡光義	会長  副会長
	助役	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	上田博之 本城克一 梅田耕之 大下道之 行待実一 川西俊一	新

2号委員	町議会議長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	田中春二 石河良一郎 田茂井誠司 瀬川善磨 木本勇忍 川戸涉	
	町議会の合併に関する特別委員会等の委員長	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	平井嘉徳 川村祥孝 末井芳一 田中正明 田中一	
	町議会選出議員	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	植垣齋紀 三崎政直 奥野重治 浅田武夫 吉岡敏至 清水勇	

3号委員	学識経験を有する者	峰山町	櫛田恵里子 太田俊輝 中山力	
		大宮町	養父秀是 石河武 荒田ケイ	
		網野町	沖田康彦 阿部智子 梅田和男	
		丹後町	下田喜六 佐々木正二郎 戸石育代	
		弥栄町	梅田直一 植野真知子 行待佳平	
		久美浜町	奥田圭介 美王惠次郎 川畔明美	
		京都府	中井幹晴 加瀬康夫	

## 合併協議会規約(抜粋)

第7条委員は、次の者をもって充てる。

(1)6町の町長及び6町の助役

(2)6町の議会の議長、6町の議会の合併に関する特別委員会の委員長(特別委員会を設置していない議会にあっては、所管の常任委員会の委員長)及び6町の議会において議員のうちから選出した者1名

(3)6町の長が協議して定めた学識経験を有する者

協議第 1 号

協議第 1 号

## 合併の方式について

合併の方式について、別紙のとおり継続して協議する。

平成 1 4 年 9 月 2 5 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡六右衛門

### 合併の方式について

峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

**協議第 2 号**

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、別紙のとおり継続して協議する。

平成 1 4 年 9 月 2 5 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡六右衛門

合併の期日について

平成 1 6 年 3 月 1 日に合併するものとする。

**協議第3号**

協議第3号

新市の名称について

新市の名称について、別紙のとおり協議する。

平成14年9月25日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡六右衛門

新市の名称について

<調整方針>

新市の名称候補を公募し、協議会で決定する。

## 別 紙

### 新市の名称の決定方法について

新市の名称については、次の方法により、決定することとする。

- 1 新市の名称については、住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要な事柄であることから、新市の名称を公募する。
- 2 公募により募集した名称の候補は、協議会で検討の上、決定するものとする。
- 3 名称の募集要領及び選定スケジュールは、別紙のとおりとする。



## 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

No.1

合併協定項目	新市の名称について	協議細目	
調整方針	(案) 新市の名称候補を公募し、協議会で決定する。		
(資 料)			
<p>1 新市の名称</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新設合併の場合には、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合の処分の際に併せて決定されることとなる。</li><li>・ 地方公共団体の名称については、当該地域の住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要な事柄であるため、最も関心が高い項目の一つである。</li><li>・ 名称は自由に決められるが、最近では、読みやすく分かりやすい名称にするケースが多い。 但し、既存の町と間違えられやすい名称は不適當であり、市の場合は、すでに全国に同名の市がある場合は、その名称を用いることができないとされている。 実際の市町村の名称として、大多数は、漢字（常用漢字字体表の字体に準じたものも可）を使用しているが、平仮名（茨城県ひたちなか市など）や片仮名（滋賀県マキノ町など）の名称の市町村も存在する。</li></ul>			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

No.2

合併協定項目		新市の名称について				協議細目					
(資 料)											
2 先進事例											
新市町村名 (合併年月日)	合併市町村	公募 範囲	公募方法	周知方法	公募 期間	記載内容	応募制限	選定方法	選定基準	懸賞	備考
篠山市 (兵庫県) H11.4.1	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	合併 関係 町の 住民	はがき	協議会だより	1ヶ月	名称、理 由、住所、 氏名	「篠山」を入 れた名称	応募63作品を小委員 会で協議、その後、町 長会で調整し、協議会 で決定	・郡を代表する名前とし て定着、郡共有の財産 ・歴史と伝統を備えてい る。 ・全国的に知れ渡ってい る。 ・住民からのアイデア募 集でも意向が強い。	なし	
西東京市 (東京都)H1 3.1.21	田無市 保谷市	全国	はがき 電子メール FAX 専用無料葉 書	たより 両市広報誌 ホームページ	2ヶ月	名称、理 由、住所、 氏名等	なし	小委員会で10に絞 込、協議会で5に絞込 み、市民意向調査の選 択肢とし、最多得票を 協議会に報告し、決定		名付け親大賞(1人) 10万円の旅行券	応募 8753 種類 3.190
東かがわ市 (香川県) H15.4.1	引田町、白 鳥町、大内 町	全国	はがき、封 書電子メー ル、FAX	だより、チラ シ、ポスター、 ホームページ	2ヶ月	名称、理 由、住所、 氏名等	同一人の同 一名称は1点 限り有効。既 存の市町村 の名称は使 用しない。	小委員会で10候補輪 を選定し、協議会で決 定	・漢字、ひらがな、カタ カナにより標記された読 み書きが容易な名前 ・引田、白鳥、大内の文 字を使用しない名称 ・地域が地理的にイメー ジできる名前 地域の特徴を表わす名前 ・地域の歴史文化にちな んだ名前 ・合併を記念した名前	名付け親大賞(1人) 10万円の全国共通商 品券 アイデア賞(10人) 名付け親大賞から漏 れた者の中から1万 円分図書券 ユーモア賞(20人) 全作品の中から小委 員会で選定 5千円分図書券	応募 5,967 種類 2,867

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

No. 3

合併協定項目		新市の名称について				協議細目					
(資 料)											
さぬき市 (香川県) H14.4.1	津田町 大川町 志度町 寒川町 長尾町	合併 関係 町の 住民	郡内の住民 及び小中学 生にアンケ ート調査	-	-	住民アン ケートの 調査の中 で新市の 名称のみ	5町の名称は 使用しない	各町それぞれ10候補 ずつ計50候補を提出 し、協議会で協議の上 決定	・香川県の旧国名であり、 さぬきうどんや讃岐平野 等に代表されるように全 国的に知れ渡った名称 ・住民アンケート調査十 傑においても5町総合の 上位、小中学アンケート でも多くの意見		
あさぎり町 (熊本県) H15.4.1	免田町 上村 岡原村 須恵村 深田村	全国	はがき 電子メール FAX 専用応募用 紙	協議会たより 応募用紙を兼 ねたチラシ ホームページ	2ヶ月	名称、理 由、住所、 氏名等	1件について 1点のみとす る	小委員会で4に絞込、 協議会で決定	・漢字、ひらがな、カタ カナで表記された読み書 きが容易な名前 ・地域が地理的にイメ ージできる名前 ・地域の歴史文化にちな んだ名前 ・合併を記念した名前	名付け親賞(1人) 現金10万円、もしくは は旅行券 特別賞(10人) 名付け親大賞から漏 れた者の中から 現金1万円 アイデア賞(50人) 全作品の中から小委 員会賞	応募 3,981
山県市 やまがたし (岐阜県) H15.4.1	高富町 伊自良村 美山町	全国	専用応募用 紙 はがき 封書 電子メール FAX	だより 専用応募用紙 付チラシ ホームページ 等	2ヶ月	名称、理 由、住所、 氏名等	同一人の同 一名称は1点 限り有効。	小委員会で10候補輪 を選定し、協議会で決 定	・漢字、ひらがな、カタ カナにより標記された読 み書きが容易な名前 ・既存の市町村名(関係 町の名称含む)でない名 称 ・名称の理由が明確なも の例えば、山県郡が地理 的にイメージできる名前 地域の特徴を表わす名前 ・地域の歴史文化にちな んだ名前	名付け親大賞(1人) 10万円の商品券 名付け親賞(10人) 大賞から漏れた者の 中から1万円分図書 券 特別賞(20人) 全作品の中から小委 員会で選定 5千円分地元特産品	応募 4,002 種類 1,876

## 新市の名称募集要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の6町が新市として合併するとした場合の新しいまちの名称を公募することにより、住民の意識を高めるとともに、住民が新しいまちのまちづくりに関わる機会を設けることを目的とする。

### （応募の条件）

第2条 募集に係る条件、方法、期間等については、次の条件を附するものとする。ただし、応募資格は問わないものとする。

- （1）1人の応募は、一点のみとする。
- （2）募集期限は、平成14年10月31日（木）とする。（郵便等の場合は、期限までの到着分のみ有効とする。）
- （3）応募は、官製はがき、ファックス、電子メール及び募集チラシ内の専用応募用紙で行うこと。
- （4）応募に当たっては、次の事項を記載すること。

新しい町の名称（ふりがな）

名称の理由

住所

氏名（ふりがな）

年齢

性別

電話番号

### （募集結果の公表）

第3条 応募された名称は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会のホームページ及び協議会だよりで公表する。

### （選定方法）

第4条 応募された名称の選定方法は、「新市の名称選定要綱」による。

### （記念品の贈呈）

第5条 応募された名称の中から、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

- （1）名付け親賞・・・「10万円分旅行券」  
新しいまちの名称として選ばれた作品の応募者1名（多数の場合は、抽選とする。）
- （2）優秀賞・・・「1万円分図書券」  
名付け親賞の抽選からもれた方の中から10名以内（多数の場合は、抽選とする。）
- （3）アイデア賞・・・「5千円分図書券」  
応募作品の中で特にユニークなもの、アイデアに優れているものの中から5名

### （その他）

第6条 その他、新しいまちの名称の選定に関して必要な事項については、別途定める。

## 新市の名称の選定スケジュールについて（案）

9月25日	第4回協議会	「公募、協議会で最終決定」の調整方針を確認
10月1日	一般公募開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ配布</li> <li>・インターネット募集</li> <li>・各町合併担当課受付開始</li> </ul>
10月初旬	合併協議会たより	名称募集チラシ全戸配布へ
10月31日	一般公募締切	
11月中旬 ～ 12月下旬	候補の選定作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募の概要の取りまとめ</li> <li>・全応募作品の取りまとめ</li> <li>・選定要領の確認</li> <li>・第1次選定作業（名称候補の絞込み協議）</li> <li>・第1次選定終了 （名称候補 5～10を決定&lt;予定&gt;）</li> </ul>
12月下旬	合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の候補から最終選定 名称決定</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・名付け親大賞等の選定</li> </ul>
	新市名称案の発表 名付け親大賞発表	
新市発足の 記念式典	受賞者の表彰	目録の贈呈

協議第4号

協議第4号

### 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、別紙のとおり協議する。

平成14年9月25日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡六右衛門

#### 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は、京都府中郡峰山町字杉谷889番地とする。  
また、現在の6町の役場は、全て支所とする。

合併協定項目	新市の事務所の位置に関すること	協議細目	
調整の方針	(案)新市の事務所の位置は、京都府中郡峰山町字杉谷889番地とする。また、現在の6町の役場は、全て支所とする。		
項目			

新市の事務所の位置を決定する必要性

地方自治法第4条第1項で地方公共団体は、条例で事務所の位置を定めることを義務付けている。峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町(以下「6町」という。)が、新設合併することにより6町が消滅し、それまでの市役所・町役場はなくなる事となる。したがって、新市の発足までに、事務所の位置を決定しておく必要がある。事務所の位置を定める場合は、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、その他官公署との関係等に適切な考慮を払い、条例で定めなければならないとされている。

関係法規

地方自治法第4条及び第155条

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適切な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては、支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

合併協定項目	新市の事務所の位置に関すること	協議細目																																	
<p><b>【参 考】</b></p> <p><b>1 現在の6町役場の位置</b></p> <p>峰山町役場 - 京都府中郡峰山町字杉谷889番地                      大宮町役場 - 京都府中郡大宮町字口大野226番地                      網野町役場 - 京都府竹野郡網野町字網野353番地の1                      丹後町役場 - 京都府竹野郡丹後町間人1780番地                      弥栄町役場 - 京都府竹野郡弥栄町字溝谷3450番地                      久美浜町役場 - 京都府熊野郡久美浜町864番地の1</p> <p><b>2 先進事例(新設合併の事例)</b></p> <table border="1" data-bbox="232 699 2047 1445"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 699 463 759">新市町名</th> <th data-bbox="463 699 741 759">合併年月日</th> <th data-bbox="741 699 1216 759">概 要</th> <th data-bbox="1216 699 2047 759">新市の事務所の位置(調整結果)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 759 463 820">ひたちなか市</td> <td data-bbox="463 759 741 820">平成6年11月1日</td> <td data-bbox="741 759 1216 820">茨城県勝田市・那珂湊市の2市の合併</td> <td data-bbox="1216 759 2047 820">現在の勝田市役所の位置とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 820 463 880">あきる野市</td> <td data-bbox="463 820 741 880">平成7年9月1日</td> <td data-bbox="741 820 1216 880">東京都秋川市・五日市町の1市1町の合併</td> <td data-bbox="1216 820 2047 880">秋川市二宮350番地とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 880 463 941">篠山市</td> <td data-bbox="463 880 741 941">平成11年4月1日</td> <td data-bbox="741 880 1216 941">篠山町・西紀町・丹南町・今田町の4町が合併し、市制を施行</td> <td data-bbox="1216 880 2047 941">多紀郡篠山町北新町41番地とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 941 463 1002">西東京市</td> <td data-bbox="463 941 741 1002">平成13年1月21日</td> <td data-bbox="741 941 1216 1002">東京都田無市、保谷市が合併</td> <td data-bbox="1216 941 2047 1002">田無市南町五丁目6番13号とする。 現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1002 463 1062">さいたま市</td> <td data-bbox="463 1002 741 1062">平成13年5月1日</td> <td data-bbox="741 1002 1216 1062">埼玉県浦和市・大宮市・与野市が合併</td> <td data-bbox="1216 1002 2047 1062">当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。 また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1062 463 1123">さぬき市</td> <td data-bbox="463 1062 741 1123">平成14年4月1日</td> <td data-bbox="741 1062 1216 1123">香川県津田町他全5町が合併し市制施行</td> <td data-bbox="1216 1062 2047 1123">大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。(事務組織及び機構:現在の各町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1123 463 1445">対馬市</td> <td data-bbox="463 1123 741 1445">平成16年3月1日予</td> <td data-bbox="741 1123 1216 1445">長崎県厳原町他全6町が合併し市制施行</td> <td data-bbox="1216 1123 2047 1445">下県郡厳原町大字国分1441番地に置く。ただし、将来計画されるであろう新庁舎建設や島内の交通網の整備の進捗状況等をみて、再度事務所の位置については新市において検討を行う。 また、現在6町の役場は全て支所とし、現在の支所・出張所は全て出張所とする。なお、下記の機関については、次の町内に置く。 福祉事務所(豊玉町)、消防本部(厳原町)、議会(豊玉町)、監査(厳原町)、農業委員会(上県町)、教育委員会(上対馬町)、選挙管理委員会(厳原町)</td> </tr> </tbody> </table>				新市町名	合併年月日	概 要	新市の事務所の位置(調整結果)	ひたちなか市	平成6年11月1日	茨城県勝田市・那珂湊市の2市の合併	現在の勝田市役所の位置とする。	あきる野市	平成7年9月1日	東京都秋川市・五日市町の1市1町の合併	秋川市二宮350番地とする。	篠山市	平成11年4月1日	篠山町・西紀町・丹南町・今田町の4町が合併し、市制を施行	多紀郡篠山町北新町41番地とする。	西東京市	平成13年1月21日	東京都田無市、保谷市が合併	田無市南町五丁目6番13号とする。 現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。	さいたま市	平成13年5月1日	埼玉県浦和市・大宮市・与野市が合併	当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。 また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。	さぬき市	平成14年4月1日	香川県津田町他全5町が合併し市制施行	大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。(事務組織及び機構:現在の各町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。)	対馬市	平成16年3月1日予	長崎県厳原町他全6町が合併し市制施行	下県郡厳原町大字国分1441番地に置く。ただし、将来計画されるであろう新庁舎建設や島内の交通網の整備の進捗状況等をみて、再度事務所の位置については新市において検討を行う。 また、現在6町の役場は全て支所とし、現在の支所・出張所は全て出張所とする。なお、下記の機関については、次の町内に置く。 福祉事務所(豊玉町)、消防本部(厳原町)、議会(豊玉町)、監査(厳原町)、農業委員会(上県町)、教育委員会(上対馬町)、選挙管理委員会(厳原町)
新市町名	合併年月日	概 要	新市の事務所の位置(調整結果)																																
ひたちなか市	平成6年11月1日	茨城県勝田市・那珂湊市の2市の合併	現在の勝田市役所の位置とする。																																
あきる野市	平成7年9月1日	東京都秋川市・五日市町の1市1町の合併	秋川市二宮350番地とする。																																
篠山市	平成11年4月1日	篠山町・西紀町・丹南町・今田町の4町が合併し、市制を施行	多紀郡篠山町北新町41番地とする。																																
西東京市	平成13年1月21日	東京都田無市、保谷市が合併	田無市南町五丁目6番13号とする。 現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。																																
さいたま市	平成13年5月1日	埼玉県浦和市・大宮市・与野市が合併	当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。 また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。																																
さぬき市	平成14年4月1日	香川県津田町他全5町が合併し市制施行	大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。(事務組織及び機構:現在の各町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。)																																
対馬市	平成16年3月1日予	長崎県厳原町他全6町が合併し市制施行	下県郡厳原町大字国分1441番地に置く。ただし、将来計画されるであろう新庁舎建設や島内の交通網の整備の進捗状況等をみて、再度事務所の位置については新市において検討を行う。 また、現在6町の役場は全て支所とし、現在の支所・出張所は全て出張所とする。なお、下記の機関については、次の町内に置く。 福祉事務所(豊玉町)、消防本部(厳原町)、議会(豊玉町)、監査(厳原町)、農業委員会(上県町)、教育委員会(上対馬町)、選挙管理委員会(厳原町)																																



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の庁舎の概要

資料

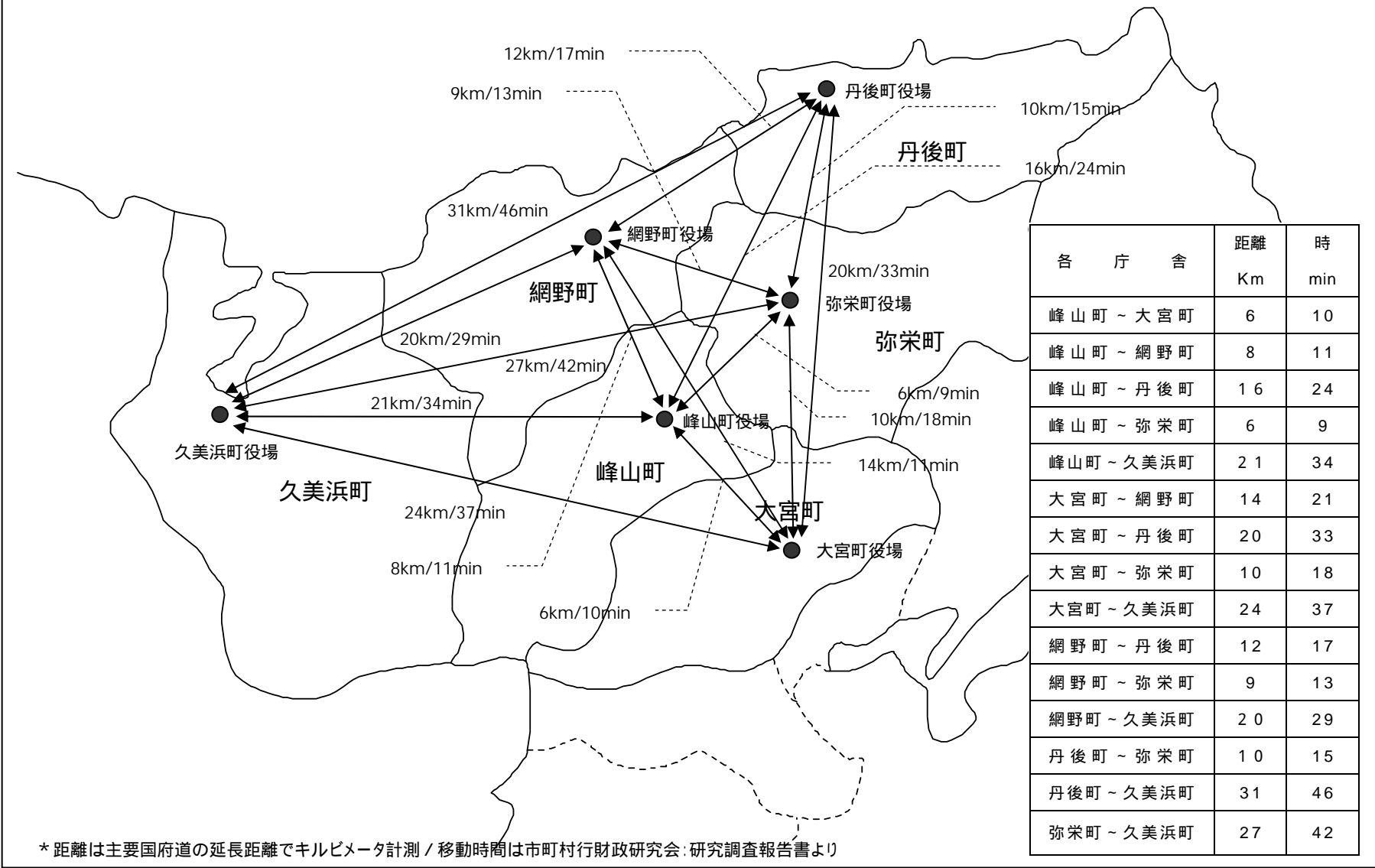
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
地理的条件的案件	住所	峰山町字杉谷 889 番地	大宮町字口大野 226 番地	網野町字網野 353 番地の 1	丹後町間人 1780 番地	弥栄町字溝谷 3450 番地	熊野郡久美浜町 864 番地の 1
	公共交通	KTRタンゴ鉄道峰山駅 丹海バス 中央病院前バス停	KTRタンゴ鉄道大宮駅 丹海バス 大宮町役場バス停	KTRタンゴ鉄道網野駅 丹海バス 網野町役場前バス停	丹海バス 丹後町役場前	丹海バス 弥栄病院前バス停	KTRタンゴ鉄道久美浜駅 丹海バス 久美浜駅バス停
	主要アクセス	国道312号線 国道482号線	国道312号線 府道明田丹後大宮停車場線	国道312号線 国道482号線 府道網野峰山線 国道178号線 府道浅茂川下岡線	国道312号線 国道482号線	国道312号線 国道482号線	国道312号線 府道久美浜停車場線
	近隣公共施設	防災備蓄倉庫 町営駐車場(246台) 総合福祉センター	アグリセンター大宮 町立大宮中学校(駐車台数120台) 町民テニスコート 町社会体育館	丹後地域地場産業振興センター(アミティ丹後) 健康福祉センター あみの図書館 体育センター	丹後温泉「はしうど荘」 道の駅「てんきてんき丹後」 保健センター 間人診療所	弥栄病院 弥栄町公民館	町営駐車場(60台)
	公的施設	別紙資料	別紙資料	別紙資料	別紙資料	別紙資料	別紙資料
	各庁舎間距離	別紙資料	別紙資料	別紙資料	別紙資料	別紙資料	別紙資料
	地区指定	全町都市計画区域(未線引き)		一部都市計画区域(未線引き)			
庁舎の概要	建築面積	庁舎棟 1,692.02 m <sup>2</sup> 防災センター棟 425.56 m <sup>2</sup>	役場庁舎 1,242.89 m <sup>2</sup> 保健センター 752.72 m <sup>2</sup>	庁舎及び附属建物 1,127.43 m <sup>2</sup>	庁舎棟 1,427 m <sup>2</sup> 車庫棟 310 m <sup>2</sup>	3,109 m <sup>2</sup>	1,283.60 m <sup>2</sup>
	延床面積	庁舎棟 3,858.11 m <sup>2</sup> 1階 1,507.27 m <sup>2</sup> 2階 1,246.73 m <sup>2</sup> 3階 903.28 m <sup>2</sup> 4階 137.06 m <sup>2</sup> 塔屋 63.77 m <sup>2</sup> 防災センター棟 809.56 m <sup>2</sup> 1階 425.56 m <sup>2</sup> 2階 384.00 m <sup>2</sup>	延べ面積 4,117.20 m <sup>2</sup> 1階 1,032.97 m <sup>2</sup> 2階 1,046.36 m <sup>2</sup> 3階 1,023.30 m <sup>2</sup> 4階 1,014.57 m <sup>2</sup>	延べ面積 2,831.96 m <sup>2</sup> 1階 785.73 m <sup>2</sup> 2階 664.32 m <sup>2</sup> 3階 516.40 m <sup>2</sup> 附属建物 486.30 m <sup>2</sup> 車庫等 379.21 m <sup>2</sup>	延べ面積 3,542 m <sup>2</sup> 1階 1,290 m <sup>2</sup> 2階 1,188 m <sup>2</sup> 3階 1,022 m <sup>2</sup> 塔屋 42 m <sup>2</sup>	延べ面積 2,172 m <sup>2</sup> 鉄筋部分 2,092 m <sup>2</sup> 木造部分 80 m <sup>2</sup>	延べ面積 1,696.56 m <sup>2</sup>
	構造・規模	庁舎棟 鉄筋コンクリート造一部プレストレス梁地上4階 防災センター棟 鉄骨造2階建不燃シングル葺設備 冷暖房設備・給排水衛生設備・電気(受変電)設備・弱電設備・防災設備・給湯設備・エレベーター設備・浄化槽設備	庁舎、保健センター 鉄筋コンクリート瓦葺地上4階建設備 冷暖房設備(エコアイス)、電気受電設備、非常用自家発電設備、給油・ガス設備、エレベーター設備、浄化槽設備、防火設備	庁舎 鉄筋コンクリート造3階建 冷暖房設備、浄化槽設備 車庫等:軽量鉄骨造及び木造	庁舎棟 鉄筋コンクリート造3階建 車庫棟:鉄骨造平屋建て設備 冷暖房設備(エコアイス)、電気受電設備、非常用自家発電設備、給油・ガス設備、エレベーター設備、浄化槽設備、防火設備	鉄筋コンクリート3階建 木造2階建	木造2階建
	駐車台数	263台	150台	270台	100台	役場前36台	50台
	竣工	平成4年3月10日	平成11年3月30日	昭和43年6月1日	平成6年11月30日	昭和55年11月	昭和2年(詳細不明)
	定員	174人	148人	207人	125人	347人	290人
	実人数(H14.4.1現在)	計165人 本庁内 96人 庁舎外 69人	計131人 本庁内 73人 庁舎外 58人	計198人 本庁内 116人 庁舎外 82人	計120人 本庁内 72人 庁舎外 48人	計314人 本庁内 80人 庁舎外 234人(内病院 192人)	計287人 本庁内 103人 庁舎外 184人(内病院 118人)
	その他庁舎内職員	17人	15人	19人	6人	6人	24人

丹 後 6 町 の 主 要 官 公 署 等 の 状 況

資料

	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
国 の 機 関	京都地方検察庁峰山支部 峰山簡易裁判所 近畿農政局峰山統計情報出張所 京都食糧事務所峰山支所 峰山公共職業安定所 峰山税務署 京都地方法務局峰山支局 丹後労働基準監督署			航空自衛隊第35警戒隊	近畿農政局丹後国営農地開拓事務所	
府 の 機 関	府峰山地方振興局 府峰山保健所 府丹後教育局 府峰山土木事務所 府峰山農業改良普及センター 府織物・機械金属振興センター	府土地改良事務所		府碓高原総合牧場	府丹後農業研究所	
警 察 署 等						
警察署	1		1			1
派出所		1		1		
駐在所	4	3	3	2	2	5
郵 便 局						
郵便局	3	2	4	3	2	7
簡易郵便局		1		1		
消 防 署						
本署	1					
消防署	1					
分署			1			1
分遣所				1		
駅 ( K T R タンゴ鉄道 )	峰山駅	丹後大宮駅	網野駅 木津温泉駅			久美浜駅 丹後神野駅 甲山駅

# 丹後 6 町 庁 舎 間 距 離 図



**協議第5号**

協議第5号

議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成14年9月25日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡六右衛門

議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること					整理番号		専門部会名	議会部会
分類	1 議会の構成							分科会名	
	現 況								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
1 議員									
議員定数	18人	18人	18人	16人	16人	18人			
現議員数	18人	17人	18人	16人	16人	18人			
法定数 (H15.1.1以降)	26人(22人)	26人(22人)	26人(22人)	22人(18人)	22人(18人)	26人(22人)			
任期満了年月日	平成15年2月12日	平成15年4月29日	平成18年5月9日	平成15年4月29日	平成15年4月29日	平成15年2月9日			
会派等及び党派別議員数	無所属 13人 日本共産党 4人 公明党 1人	無所属 13人 日本共産党 3人 社会民主党 1人	無所属 14人 日本共産党 3人 公明党 1人	無所属 13人 日本共産党 3人	同志会 7人 新生クラブ 4人 無所属 3人 日本共産党 2人	同志会 11人 日本共産党 4人 新風クラブ 2人 無所属 1人			
議員期数 (H14.6.1現在)	1期目 8人 2期目 5人 3期目 2人 4期目 2人 5期目 1人	1期目 7人 2期目 3人 3期目 3人 4期目 2人 5期目 1人 8期目 1人	1期目 7人 2期目 6人 3期目 3人 4期目 1人 7期目 1人	1期目 3人 2期目 6人 3期目 5人 4期目 1人 5期目 1人	1期目 8人 2期目 3人 3期目 4人 9期目 1人	1期目 9人 2期目 4人 3期目 1人 4期目 3人 5期目 1人			

区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 (定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法 (在任に関する特例)	【合併事例】						
				新市町村名	合併市町村	合併(予定)年月日	取扱い	特例の状況	在任議員数 (法定数)	
1 6町の議会議員の身分	6町の廃止と同時に議員が失職する。	6町の廃止と同時に議員が失職する。	6町の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き議員として在任することができる。	静岡県 大東町	大浜町・城東村	S48.4.1	適用せず			
2 任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議して定める期間	岩手県 北上市	北上市・和賀町・江釣子町	H3.4.1	在任特例	合併後1年間	66人 (36人)	
3 定数 (H15.1.1~適用)	人口5万以上10万未満の市 30人	2倍を超えない範囲 60人	6町議員定数(現況) 104名(103名)	茨城県 ひたちなか市	勝田市・那珂湊市	H6.11.1	在任特例	合併後1年間	52人 (36人)	
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。	東京都 あきる野市	秋川市・五日市町	H7.9.1	在任特例	合併後1年 10ヶ月間	36人 (36人)	
5 選挙すべき議員の数	30人	60人		兵庫県 篠山市	篠山町・西紀町・丹南町・今田町	H11.4.1	在任特例	合併後1年 1ヶ月間	58人 (30人)	
				東京都 西東京市	田無市・保谷市	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	48人 (40人)	
				埼玉県 さいたま市	浦和市・大宮市・与野市	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	100人 (64人)	
				香川県 さぬき市	津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町	H14.4.1	在任特例	合併後1年 1ヶ月間	66人 (30人)	
				香川県 東かがわ市	引田町・白鳥町・大内町	H15.4.1	在任特例	合併後2年間	44人 (26人)	
				熊本県 あさぎり町	免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村	H15.4.1	在任特例	合併後1年 1ヶ月間	58人 (22人)	
				長崎県 対馬市	厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬	H16.3.1	在任特例	合併後1年 2ヶ月間	93人 (26人)	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

合併協定項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	議会部会
分類	1	議会の構成			分科会名	
課 題			調 整 結 果			
			(案) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、 地方自治法第91条第1項及び第21項の規定に基づき、定数30人とし、新市の設置の日から 50日以内に選挙を実施する。			
			小委員会確認期日	平成14年9月11日	協議会確認期日	

**協議第6号**

協議第6号

選挙事務の取扱いに関する事

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成14年9月25日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会長 濱岡六右衛門

選挙事務の取扱いに関する事

市議会議員の選挙区については、全市域で1選挙区とする。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	1 一般選挙の区域	分科会名		行政分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 議会議員の選挙区	無	同左	同左	同左	同左	同左
<p>公職選挙法                      （地方公共団体の議会の議員の選挙区）                      市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。</p> <p>京都府公職選挙事務執行規程                      町が選挙区を設け、その数を増減し、またはその区域の変更をしたとき、もしくは各選挙区における議員定数を変更したときは、委員会は、条例の写しを添えて、その旨を府の委員会に報告しなければならない。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	公職選挙法 公職選挙事務執行規程	同左	同左	同左	同左	同左



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	21-4 選挙事務の取扱い	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一般選挙の区域		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
選挙区を設ける必要の是非		(案) 市議会議員の選挙区については、全市域で1選挙区とする。		
		小委員会確認期日	平成14年9月12日	協議会確認期日

# 新市建設計画中間案

# 新市のまちづくりの基本理念

将来像

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## 新市の将来像（キャッチフレーズ）案について

### 【新市のまちづくりの基本理念】

豊かな自然や歴史・文化の恵みを住民の暮らしに積極的に活かしていきます  
ともに支え合い、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりをめざします  
ひとが育ち、未来に飛躍するにぎわいのあるまちづくりを進めます

### 【新市の将来像（案）】

案 かがやく人・豊かな自然・誇りある歴史がつなく、  
活気あふれるまち

案 ひと、みず、みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち



heart

## 新市のまちづくりの基本理念

豊かな自然や歴史・文化の恵みを住民の暮らしに積極的に活かしていきます  
ともに支え合い、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくりをめざします  
ひとが育ち、未来に飛躍するにぎわいのあるまちづくりを進めます



nature



humankind

### 思いやりと健全な心身をはぐくむまち

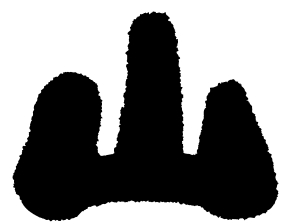
医療体制の充実  
保健・福祉サービスの充実  
スポーツ・健康増進活動の推進

### 地域の産業を活性化し、働く場を創出するまち

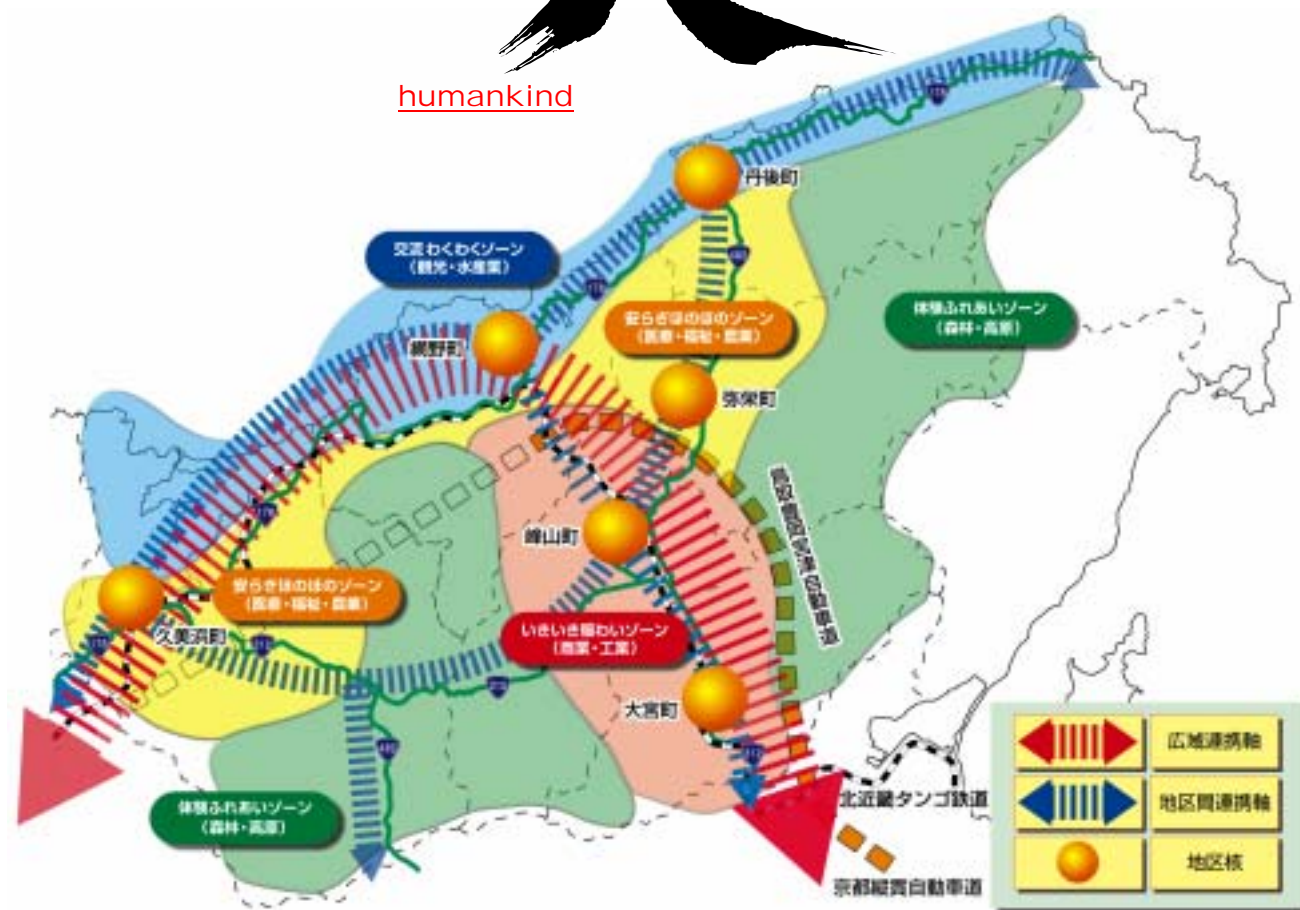
地域の産業の活性化・高度化支援  
多様な観光産業の振興  
商業の振興によるにぎわいづくり  
次代を担う人材の育成と新たな産業の導入・支援

### ひと・地域の連携を推進する交流のあるまち

広域交流を支える交通アクセスの強化  
独自の地域資源を活かした交流機会の創出  
公共交通サービスの強化



nature



### 自然や歴史などの地域資源を守り活かすまち

かけがえのない自然環境や歴史資源の保護・保全  
独自の地域資源を活かしたまちの個性・魅力づくり  
資源循環型社会の構築

### 快適な暮らしをささえる生活基盤の整ったまち

安全で利便性の高い生活基盤の整備  
個性的ですべての人にやさしい住環境の整備  
地域情報化に向けた基盤・体制づくり  
身近な道路交通ネットワークの整備促進

### 豊かな人間性をはぐくむ教育・文化のまち

個性を伸ばし、考える力を育てる学校教育の充実  
地域特性を生かした生涯学習の推進  
芸術・文化・スポーツ活動の振興

### 自律的な市民参加によるまち

情報公開を進め、地域の自立を促す地域自治の確立  
自助のこころを醸成する、ボランティア等の住民活動の支援  
人権を尊重し、すべての人が社会参画するまちづくり



creation

# 新市の施策の方針

## 思いやりと 健全な心身をはぐくむまち

健全な住民生活を支える基本は、健康にあるといえます。また、少子高齢者社会にあっては、子供からお年寄りまで、いきいきと安心して暮らせる環境づくりが重要となります。

このことから、地域全体として、医療・保健・福祉サービスの充実・強化をめざす一方で、住民自らで健康の維持・増進活動に取り組めるようなまちづくりを進めます。

また、地域の多彩で豊かな自然資源を、心身のリフレッシュ、スポーツ活動等の健康づくりに活かしていきます。

- 地域の医療拠点施設の整備・充実
- 医療機関・福祉センター等の連携による、地域全体での総合的な健康支援サービスが受けられる圏域づくり
- 高齢者、障害者福祉サービスの充実
- 多様な育児支援体制の確立（エンゼルプランの策定）
- 子供からお年寄りまで、日常的に健康・スポーツ活動を楽しめるような環境づくり
- 健康・スポーツ活動を通じた交流の場づくり
- 地域の多彩な一次産品を活かした「食」の健康づくり
- 温泉を活かしたりリフレッシュ・いやしの場の形成



## 地域の産業を活性化し、 働く場を創出するまち

地域の活力の維持・強化に向けては、産業の育成が土台であり、既存の地域の産業はもとより、新たな産業を振興することが重要となります。

地域全体に分布する多彩な資源を活かすとともに、多様な連携による独創的な産業づくりや、次代の地域を担う企業や人材の育成に努めます。

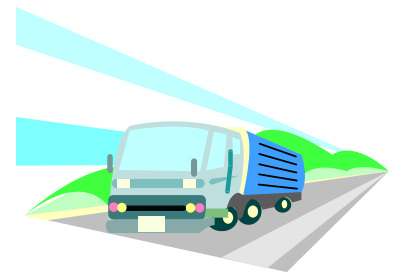
- 地域外への観光情報、地域文化の情報発信
- ちりめんや農林水産品を活かした特産品の開発や高付加価値化
- 観光とのタイアップによる体験・交流型産業の推進
- 異業種間交流の推進や、市民の創作活動支援など、新たな展開、アイデア導入の仕組みづくり
- 地域の魅力ある自然・歴史を活かした多様なもてなし（観る・学ぶ・創る・食べる）サービスの提供
- 観光レクリエーション・歴史施設等の充実・連携による、集客性・滞留性・回遊性の高い観光ネットワーク圏域づくり
- 商店街の再整備や観光施策等と連携した商業の活性化
- 研究機関の誘致や技術を習得できる環境づくり
- ベンチャー企業の起業支援体制の確立
- 工業団地等の新たな産業基盤整備



## ひと・地域の連携を推進する 交流のあるまち

交流は、にぎわいや刺激を生み、地域の創造性や活力を育みます。  
こうした交流の促進に向け、ひと・もの・情報等の広域的な交流基盤・環境づくりを進めます。また、地域全体としての郷土意識を醸成するような、地域内での多様な交流を促進します。

- 地域外との行き来を活発にする、地域高規格道路の整備促進や、北近畿タンゴ鉄道の利便性強化と利用の促進
- 地域内外の資源や施設との連携を強化する幹線道路網の整備・充実
- 地域外との交流を促進する広域的イベントの開催
- 高度情報基盤を活かした、海外を含めたより広域な交流の促進
- 伝統行事や既存のイベント等の継続的な推進・支援
- だれにもやさしい、きめ細やかな公共交通ネットワークの形成



## 自然や歴史などの地域資源を 守り活かすまち

地域の海・山・川等の多彩な自然環境は、地域の大きな特色・魅力となっています。また、豊富な歴史資源も貴重な地域の財産です。こうした地域の資源を地域の宝としてよりよい形に育て、次世代に引き継ぐことは、私たちの責務と考えます。

こうしたことから、これらの地域資源を守り、まちの魅力・個性づくりなど様々な活用していけるような取り組みを展開します。

- 海・山・川等の多彩な自然環境・景観の保全
- 環境基本条例の制定の推進
- 伝統芸能の保存・伝承の支援
- 多彩な自然資源を最大限に活用した、憩い・学び・ふれあい・スポーツ等のにぎわい、やすらぎの空間づくり
- 文化財の周辺整備や案内・学習の場づくり
- 景観、街道整備による雰囲気づくり
- ゴミの減量化やリサイクル活動の推進
- 資源の有効活用等の地球環境にやさしいまちづくり・環境と調和した地域づくり



## 快適なくらしをささえる 生活基盤の整ったまち

地域の活力を維持していくためには、人々が住みつづけたくなるような居住環境を形成していくことが重要です。

このため、日常的な生活空間において、安心して生活できるような基盤づくりを進めます。また、地域の資源や高度情報網等を活用した、便利で快適な環境づくりを進めます。

- 地域全体でバランスのとれた、上下水道等の日常生活基盤の整備・充実
- 安全な暮らしを支える、防災・防犯対策の推進
- 公園等の身近ないこいの場の形成、まちなみ景観の魅力化など、快適でうおいある環境の形成
- 良好な公営住宅の供給
- 自転車・歩行者の快適な散策ネットワークづくり
- 鉄道駅等におけるまちの玄関としての環境整備
- 地域全域にわたる高度情報基盤の整備促進
- 高度情報ネットワークを活かした行政サービスの充実
- 人にやさしい生活道路の整備・充実



## 豊かな人間性をはぐくむ 教育・文化のまち

教育・文化環境の整備に向けては、創造性や自主性、個性を尊重した、地域の未来を担う人材の育成や、生きがいの創造が重要です。

このため、幼児から高齢者まで、日常的に多様で多彩な教育・文化活動を行なうことのできる環境づくりを推進します。また、地域への理解を深め、郷土愛を育てるような、地域資源や特性を生かした学習支援を進めます。

- 基礎・基本の徹底による学力の充実と向上
- 児童生徒の個性を伸ばす教育環境の整備と充実
- 情報化・国際化に対応した特色ある教育活動の推進
- 貴重な自然や歴史遺産、伝統文化等から学ぶことのできる地域学習環境の整備
- 公民館等コミュニティ施設を活用した日常的な生涯学習の環境づくり
- 図書館・資料館等の文化・学習施設の充実とネットワーク化による機能強化と情報発信
- 文化・芸術・創作・研究活動等、創造的な住民活動の支援
- 体育・スポーツ活動の振興と競技力の向上



## 自律的な 市民参加によるまち

今後の社会環境の変化に柔軟かつ適切に対応し、地域全体が発展していくためには、住みやすさやにぎわいを自らの手で育てていくような、地域・住民の主体的な取り組みが重要となります。

このため、地域の自治活動を促進し、合併を契機として地域自治の成熟化、自治能力の強化を目指す一方で、住民間の支えあい、思いやりの心を育てるような活動を促進していきます。

さらに、これらの活動の土台となる、だれもが社会に参画できるような市民参加型のまちづくりに向けた体制の構築に努めます。

- 地域のコミュニティによる主体的な自治活動の促進・支援
- 積極的な情報公開の推進
- 支えあい、思いやりの心を育てるボランティア活動等の住民活動の促進・支援
- 高齢者の知恵や住民のノウハウを積極的に活用する場づくり
- 人権教育・啓発の促進
- 男女共同参画社会の実現に向けた体制の確立

